

あっせんの申立てに関する規定一覧

自治体名	あっせんの申立てに関する規定
滋賀県	(あっせんの申立て) 第 11 条 <u>相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の当事者</u>は、障害者差別解消相談員に相談をしてもなお当該相談事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のためのあっせんを申し立てることができる。 2 相談事案の<u>当事者である障害者の家族、後見人その他の障害者を保護する者</u>は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。
秋田県	(あっせんの申立て) 第十二条 <u>障害者</u>は、障害を理由とする差別に係る事案(第八条及び第九条に係る事案をいう。)であって第十条第二項の規定による対応によってもなお解決することができないもの(以下「対象事案」という。)の解決を図るため、知事に対し、あっせんの申立てをすることができる。 2 対象事案に係る<u>障害者の家族その他の関係者</u>は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
栃木県	(あっせん) 第 15 条 <u>障害者</u>は、自己に対する事業者による第 12 条又は第 13 条第 3 項の規定に違反する行為(以下「あっせん対象行為」という。)に係る事案について、前条の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。 2 あっせん対象行為の対象となった<u>障害者の保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者を現に保護するものをいう。)</u>及び<u>これに準ずる者として知事が認める者</u>は、当該あっせん対象行為に係る事案について、前条の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。
茨城県	(助言又はあっせんの求め) 第 12 条 差別を受けた<u>障害のある人又はその家族、後見人その他の関係者</u>は、知事に対し、当該差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。
群馬県	(あっせんの申立て)

自治体名	あっせんの申立てに関する規定
	第十二条 <u>障害者並びにその家族及び後見人その他障害者を現に保護する者</u>は、事業者から障害を理由として不当な差別的取扱いを受け、又は合理的配慮がされなかったと認める事案（以下「対象事案」という。）があった場合で、前条の相談を経て当該対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該対象事案の解決のために必要なあっせんを求める旨の申立て（以下「あっせんの申立て」という。）をすることができる。
千葉県	（助言及びあっせんの申立て） 第二十一条 <u>障害のある人</u>は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。 2 <u>障害のある人の保護者又は関係者</u>は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
東京都	（あっせんの求め） 第九条 <u>障害者並びにその家族及び後見人その他障害者を現に保護する者</u>は、第七条各項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第八条第三項の規定により相談を行い、当該相談について広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを求めることができる（以下「あっせんの求め」という。）。
神奈川県	（障害を理由とする差別に関する相談、助言等） 第 13 条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制を整備するものとする。 2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。 （1）相談者に対し、助言、情報の提供等を行うこと。 （2）関係者との必要な情報の共有又はあっせんを行うこと。 （3）他の地方公共団体への通知その他の連絡調整を行うこと。
埼玉県	（助言又はあっせんの申立て） 第十八条 <u>障害者</u>は、自己に対して、事業者が第十六条第一項に規定する不当な差別的取扱いをした事案又は同条第三項に規定する必要かつ合理的な配慮をしなかった事案（以下「対象事案」という。）の解決を図るため、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

自治体名	あっせんの申立てに関する規定
	2 対象事案に係る <u>障害者の保護者その他の関係者</u> は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
長野県	(あっせんの申立て) 第 26 条 <u>障がいのある人並びにその家族及び後見人その他障がいのある人を現に保護する者</u> は、第 9 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第 24 条第 1 項の規定により相談をし、県が同条第 2 項各号に掲げる措置を講じてもなおその解決が見込めないときは、規則で定めるところにより、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを申し立てることができる。
新潟県	(あっせんの申立て) 第 15 条 <u>障害者及びその家族その他の関係者</u> は、事業者による障害を理由とする差別に係る事案について、県による相談支援を経てもなお解決することが期待できないと見込まれる場合は、知事に対し、当該事案を解決するために必要なあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。ただし、障害者の家族その他の関係者は、障害者本人の意思に反することが明らかとなるときは申立てをすることができない。
福井県	(あっせん) 第二十二條 <u>障がい者</u> は、当該障がい者に係る対象事案の解決を図るため、知事に対し、あっせんの申立てをすることができる。
愛知県	(助言、あっせん又は指導の求め等) 第十三条 第九条第一項の規定に違反する不当な差別的取扱いを受け、又は同条第二項の規定に違反して合理的配慮がなされなかったと認める <u>障害者及びその家族その他の関係者</u> は、知事に対し、当該不当な差別的取扱いに該当する事案又は当該合理的配慮がなされなかったことに該当する事案の解決のために必要な助言、あっせん又は指導を行うよう求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。
三重県	(助言及びあっせんの申立て) 第十八条 <u>障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者</u> は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをす

自治体名	あっせんの申立てに関する規定
	ることができる。 2 障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。
京都府	(助言又はあっせん) 第 14 条 <u>障害者</u>は、第 6 条から第 8 条までの規定に違反する取扱い（以下「不利益取扱い等」という。）を受けたと認めるときは、京都府障害者相談等調整委員会に対し、当該不利益取扱い等に該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決のために必要な助言又はあっせんを行うよう求めることができる。 2 対象事案に係る<u>障害者の保護者、後見人その他の関係者</u>は、当該障害者が不利益取扱い等を受けたと認めるときは、京都府障害者相談等調整委員会に対し、前項に規定する助言又はあっせんを行うよう求めることができる。ただし、当該求めをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。
大阪府	(あっせんの求め) 第十条 相談事案に係る<u>障害者等</u>は、法第八条第一項又はこの条例第七条の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第八条第三項の規定により広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争事案の解決のため、あっせんを求めることができる。ただし、当該あっせんの求めをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。 ※障害者等：障害者及びその家族その他の支援者
奈良県	(必要な措置の求め) 第 12 条 <u>障害のある人</u>は、第 10 条第 1 項の相談を経ても不利益な取扱い等に関する事案（以下「対象事案」という。）が解決しないときは、知事に対し、その解決のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。 2 前項の規定は、対象事案に係る<u>障害のある人の保護者、後見人その他の関係者</u>について準用する。ただし、当該求めをすることが明らかに障害のある人の意に反すると認められるときは、この限りでない。
和歌山県	(あっせんの申立て) 第 12 条 <u>障害者及びその家族、後見人その他障害者を現に保護する者</u>は、当該障害者が第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合は、当該事案の解決を図るため、規則で定めるところにより、知事に対し、和歌山

自治体名	あっせんの申立てに関する規定
	県障害者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）によるあっせんを申し立てることができる。
香川県	（助言又はあっせんの求め） 第10条 <u>障害のある人</u>は、前条第1項の相談を経ても障害を理由とする差別に関する事案（以下「対象事案」という。）が解決しないときは、知事に対し、助言又はあっせんを求めることができる。 2 前項の規定は、対象事案に係る<u>障害のある人の保護者、後見人その他の関係者</u>について準用する。ただし、求めることが明らかに障害のある人の意に反すると認められるときは、この限りでない。
徳島県	（助言又はあっせんの求め） 第十三条 差別等を受けた<u>障がいのある人又は障がいのある人が差別等を受けたと思われる事案を発見した者</u>は、知事に対し、当該差別等に該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決のための助言又はあっせんを求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
高知県	（あっせん） 第14条 <u>障害のある人又はその家族等（当該障害のある人を支援する者を含む。以下同じ。）</u>は、第9条又は第10条第1項の規定に違反する取扱い（次条第2項において「あっせん申立てに係る取扱い」という。）を受けたと認める場合において、第12条第1項の規定に基づく相談を行い、同条第2項の規定による県の対応によってもその解決が見込めないときは、当該相談内容の解決を図るため、知事に対し、あっせんの申立てをすることができる。
愛媛県	（助言又はあっせんの申立て） 第9条 <u>障がい者</u>は、自己に対する障がいを理由とする差別が行われた場合において、広域専門相談員等に対する特定相談によってもなお問題が解決しないと認めるときは、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。 2 前項の場合において、当該障がい者の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、<u>当該障がい者の家族その他の関係者</u>は、同項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが、当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
福岡県	（助言又はあっせんの申立て） 第十九条 <u>障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあっては、その保護者）</u>は、個別相談

自治体名	あっせんの申立てに関する規定
	によっては事業者又は行政機関等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する事案の解決又は改善が期待できないと思料するときは、委員会に対し、当該事案の当事者（この条に規定する申立てをした者を含む。以下「当事者」という。）への助言又はあっせんを求める申立てをすることができる。ただし、当該事案が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一および二 省略
長崎県	（特定相談） 第 29 条 何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。 (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。 (4) <u>第 32 条第 1 項又は第 2 項の申立てに関する援助を行うこと。</u> （助言又はあっせんの申立て） 第 32 条 <u>障害のある人</u>は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。 2 <u>障害のある人の家族その他の関係者</u>は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。
大分県	（あっせんの申立て） 第二十条 <u>障がいのある人</u>は、第十七条第二項の特定相談を経てもなお自己に対する対象事案が解決しないときは、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。 2 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、<u>当該障がいのある人の家族その他の関係者</u>が、当該障がいのある人に代わって、前項の規定によりあっせんの申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

自治体名	あっせんの申立てに関する規定
宮崎県	(助言又はあっせんの申立て) 第 12 条 <u>障がいのある人</u>は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対し、協議会による助言又はあっせんが必要である旨の申立てをすることができる。 2 <u>障がいのある人の家族その他の関係者</u>は、本人に代わって前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに本人の意に反すると認められる場合は、この限りでない。
熊本県	(助言又はあっせんの求め) 第 16 条 不利益取扱いを受けたと認める<u>障害者</u>は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案(以下この条及び次条において「対象事案」という。)の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。 2 対象事案に係る<u>障害者の保護者、後見人その他の関係者</u>は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
鹿児島県	(あっせんの申立て) 第 20 条 <u>障害のある人</u>は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。 2 対象事案に係る<u>障害のある人の家族その他の関係者</u>は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。 3 前 2 項の申立ては、第 17 条第 2 項に規定する相談への対応を経た後でなければ、することができない。
沖縄県	(助言又はあっせんの求め) 第 21 条 差別等を受けた<u>障害のある人、その家族、保護者、後見人その他の関係者</u>は、知事に対し、助言又はあっせんを求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障害のある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。
明石市	(あっせんの申立て) 第 12 条 <u>障害者である市民</u>は、市長に対し、市、行政機関等又は事業者を相手方として、特定相談に係る事案を解決するために必要なあっせんの申立て(以下「あっせんの申立て」という。)をすることができる。 2 <u>障害者である市民の家族又は支援者</u>は、市長に対し、市、行政機関等又は事業者を相手方として、あっせんの申立てをすることができる。ただし、当該あっせんの申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかである場合は、この限

自治体名	あっせんの申立てに関する規定
	りでない。 3 あっせんの申立ては、前条第2項に基づく対応の終了後でなければすることができない。ただし、あっせんの申立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認める場合は、この限りでない。
鳥取県	鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例 (救済の申立て等) 第17条 何人も、本人が人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、委員会に対し救済又は予防の申立てをすることができる。 (調査) 第18条 委員会は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事案に関して必要な調査を行わなければならない。 (救済措置) 第21条 委員会は、第18条に規定する調査の結果に基づき、人権侵害による被害を救済し、又は予防するため必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (1) 人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれのある者及びその関係者(以下「被害者等」という。)に対し、必要な助言、関係公的機関又は関係民間団体等の紹介、あっせんその他の援助をすること。 (2) 人権侵害を行い、若しくは行うおそれのある者又はこれを助長し、若しくは誘発する行為を行う者及びその関係者(以下「加害者等」という。)に対し、当該行為に関する説示、人権尊重の理念に関する啓発その他の指導をすること。